

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第52号

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

クリーニング業法施行条例（平成12年岩手県条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（手数料） 第 6 条 〔略〕 2 〔略〕	（手数料） 第 6 条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 知事は、公益上特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一</u> <u>部を免除することができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のクリーニング業法施行条例の規定は、令和 7 年 2 月 26 日から適用する。